



廃棄物の排出事業者様をサポートする

# 廃棄物管理対応支援コンサルティング

## 廃棄物管理でお困りではありませんか？

事業活動から生じる廃棄物は、廃棄物処理法・地方自治体の廃棄物関連条例に基づく管理が必要であり、一般廃棄物／産業廃棄物等の適正な分別、許可業者への処理委託、委託先の適正処理確認、法に基づく契約書の取り交わしや産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付管理、保管場所の管理等々、法で定められた基準に基づくさまざまな対応が必要です。

これらは法律で求められる対応事項ですので、不備があると法令違反となります。しかしながら、法で求められる管理基準や対応実務は詳細かつ複雑であり、これを理解した担当者を養成・配置することが課題となっている組織も多いようです。

また、許可を有する委託業者であっても不適正処理等を行う可能性もあり、その場合でも「排出者責任」の原則から、廃棄物の排出者の責任を問われることから、委託業務に関するリスク管理も重要となります。

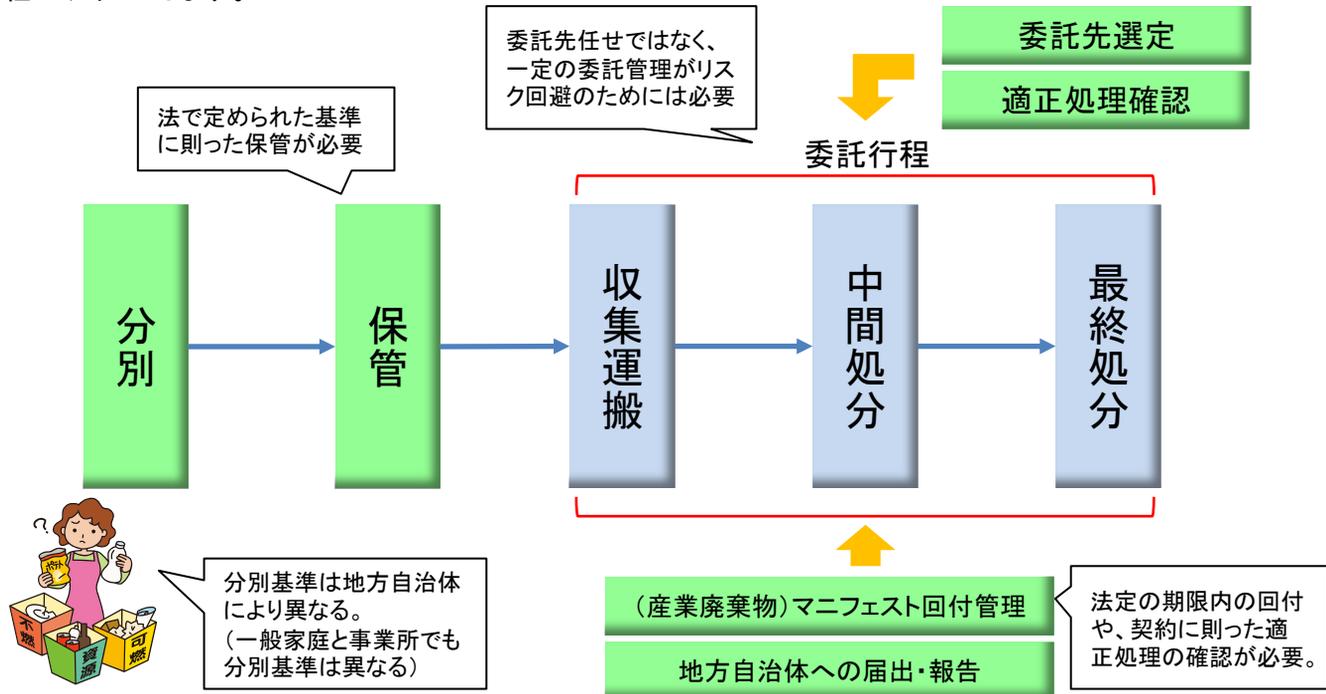
これら、廃棄物管理について、法に基づく実務対応支援や処理委託に関するリスク管理支援といった、廃棄物管理対応の支援コンサルティングをご提供します。

## 廃棄物管理実務の流れ

一般的な廃棄物管理の流れは以下の図のようになりますが、分別基準は地方自治体により異なり、委託した処理行程に基づいた適正処理がなされていることの確認、また産業廃棄物の場合、マニフェストが法定の期限内に回付されてきていることを確認し、マニフェストと処理委託契約書を突き合わせして契約通りの処理がなされていることを確認するなど、各プロセスでの管理が必要です。

複数の事業拠点を保有している場合、各拠点に廃棄物管理権限・責任をどこまで持たせるか、管理体制を定めることも大切です。

このように、廃棄物管理は地域性や組織体制管理、また法に基づく実務対応が必要ですが、これらを当社がサポートします。



廃棄物管理対応支援コンサルティングでは、以下の事項の支援をご提供します。  
お客さまのご要望に合った実施項目の組み合わせでご支援しますので、お気軽にご相談ください。

### 《 廃棄物管理対応支援コンサルティング 実施メニュー 》

#### ・廃棄物管理体制構築

複数拠点を有するお客さまの場合、廃棄物処理委託の契約対応やマニフェスト交付管理事務、全拠点の廃棄物排出量の把握等、適正な廃棄物管理のために全社の廃棄物管理体制の構築が必要です。この廃棄物管理体制の構築についてコンサルティングを行います。

#### ・廃棄物管理対応実務マニュアル策定

委託契約の締結や分別・保管管理、産業廃棄物のマニフェスト交付管理等、廃棄物管理の実務対応について整理し、担当者の作業基準となるマニュアルを策定します。

#### ・廃棄物処理委託先の適正処理検証

廃棄物処理の委託先は許可業者であることはもちろんのこと、「適正な処理業務を履行できることをリスク管理上も確認しておくことが望まれます。廃棄物処理委託先の適正処理状況の確認等の検証を行います。

#### ・産業廃棄物管理票の交付管理、適正処理確認支援

産業廃棄物を委託処理する場合は、産業廃棄物管理票の交付が法律で定められています。交付期限内の回収、記載内容や契約書との突合確認といった、管理票の管理をご支援します。

#### ・廃棄物管理研修

廃棄物管理実務の担当者の方等を対象とした、廃棄物処理法や廃棄物管理実務の基本について研修を行います。

## 廃棄物処理法で定められた罰則

廃棄物処理法では、法で規定された事項の違反については罰則が定められており、行為者が罰せられると共に、法人の場合には最大3億円の罰金が科せられます。また罰則とともに、違反が社会に知れ渡ることによる信用失墜の影響も大きいことから、廃棄物管理の徹底は経営上の重要事項となります。

違反項目	罰則
廃棄物の不法投棄、無許可業者への委託	5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金
廃棄物の委託基準違反	3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金
産業廃棄物管理票の不交付、保管義務違反	6か月以下の懲役もしくは50万円以下の罰金
特別管理産業廃棄物管理責任者設置義務違反	30万円以下の罰金